

入札説明書

令和4年3月23日付けで公告した自家用電気工作物保安管理業務委託（長期継続契約）に係る制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、関係法令に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

1 発注者

青森県教育委員会 教育長 和嶋 延寿

2 入札に付する事項

(1) 次に掲げる業務の請負に係る委託料とし、その業務に要求する仕様等は、別紙仕様書のとおり。

自家用電気工作物保安管理業務

(2) 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の途中において当該契約を解除することがある。

(3) 業務内容

契約書（案）及び仕様書のとおり。

(4) 契約書（案）及び入札関係資料を示す期間及び場所

ア 期間 令和4年3月23日（水）から令和4年3月30日（水）までの閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

イ 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

学校施設課 施設整備グループ（青森県庁西棟6階）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、建物の管理及び清掃並びに各種設備の保守点検及び管理に係る役務契約「電気設備の保守点検」についてAの等級に格付けされた者であること。

エ 県内に本店又は支店を有するものであること。

オ 電気事業法施行規則第52条の2及び経済産業省告示第249号の要件に該当する事業所で、かつ、当該事務所に電気主任技術者の有資格者が常駐していること。

カ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に受けていない者であること。

キ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認等

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 令和4年3月29日（火）午前11時まで

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

学校施設課 施設整備グループ（青森県庁西棟6階）

4 入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（別紙様式1）を原則として持参により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、令和4年3月29日までに青森県教育委員会ホームページの掲載により行う。

(1) 提出期限 令和4年3月29日（火）午前11時

(2) 提出場所 3の(2)のイに定める場所に同じ。

5 制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

(1) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

(2) 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札及び開札に関する事項

(1) 日時 令和4年3月31日（木）午前11時

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁西棟6階会議室

(3) 入札保証金 免除する。

(4) 入札に関する注意事項

ア 入札に参加する場合は、下記の書類を持参すること。

(ア) 制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

(イ) 委任代理人が入札するときは、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）。

イ 入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書を遵守するものとする。ただし、第9条の保証人は不要とする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。
<http://www.pref.aomori.lg.jp/kensei/yosan/files/kokoroae.pdf>

ウ 入札書には、別紙 参考様式1を参考に、次の事項を記載すること。

(ア) 入札年月日

(イ) あて名は、「青森県教育委員会教育長」とする。

(ウ) 入札参加者の住所又は所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

(エ) 入札金額（初年度分のみ）

(オ) 業務名

(カ) 委託期間

エ 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした内訳書を提出すること。

オ 入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 郵便により入札書を提出することは認めない。

キ 入札執行回数は、原則として、3回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札した者との随意契約によるものとする。

ク 開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。

ケ 2回目の入札において、落札者がなく、かつ、1者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その1者との随意契約によるものとする。

コ 1回目又は2回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

サ 再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

シ 入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

ス 委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者の職氏名）を記名押印しなければならないものとする。

(5) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 契約に関する事項

(1) 契約書（案）及び仕様書

別紙のとおり

(2) 契約保証金

青森県財務規則第159条の規定により、契約者に契約期間中、初年度の契約金額（翌年度以降の各年度においては各年度の契約金額）の100分の5以上の額を納付

又は同等の価値を有する有価証券等の担保を提供させる。

ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の納付を免除する。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

契約保証金の免除要件その他については、翌年度以降における各年度の契約金額についても同様とする。

(3) 保証人は不要とする。

(4) 契約書の取り交わしの時期 令和4年4月1日

(5) 落札決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が3の(1)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

8 問合せ先

青森県教育庁 学校施設課 施設整備グループ

担当 岩川主査 電話017-734-9876